

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第39号様式（裏）中「健康保険証」を「個人番号カード」に改める。

第40号様式（裏）中「運転免許証、健康保険証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

第47号様式の備考及び第47号様式の2の備考中「、健康保険証」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第39号様式に基づいて作成した用紙は、令和7年12月1日までの間、なお従前の例により使用することができる。

3 改正前の第40号様式に基づいて作成した用紙は、令和7年10月1日までの間、なお従前の例により使用することができる。

4 改正前の第47号様式及び第47号様式の2に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。